

## 令和5年度 第1回静岡県多文化共生審議会 議事録

令和5年9月7日（木） 午前10時00分から11時30分まで  
静岡県庁別館9階特別第1会議室

出席委員（計13名）田平 相川 アンジェラ 明美、石川 雅洋、川越 レニ、岸田 裕之、佐伯 康考、坂本 勝信、高畑 幸、竹内 浩視、田島 誠也、田中 恵子、テオドロ アナ マルガリータ、廣野 篤男、村松 尚子

事務局 出野 勉副知事、松村 昭宏地域外交担当部長、石井 亘多文化共生課長、浅原 敏治多文化共生課長代理

（浅原）

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回静岡県多文化共生審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、開会にあたりまして、県の出席者を御紹介いたします。静岡県副知事 出野勉です。地域外交担当部長 松村昭宏です。なお、お手元の座席表に記載しております多文化共生推進官兼地域外交局長 横地眞澄は、本日欠席しております。私は、本日の司会を務めます多文化共生課の浅原です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、静岡県情報提供の推進に関する要項の規定に基づき、公開となりますので、御了承ください。

また、委員の皆様は、発言の際には机の上のマイクのボタンを1回押して、終わりましたらもう一度ボタンを押して、お切りください。オンラインの参加の委員の方は、御発言の際には分かるように挙手をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況を御報告いたします。本日は委員15名のうち、13名の方に御出席いただき、委員の過半数が出席されておりますことから、静岡県多文化共生推進基本条例第16条第2項に基づき、会議が成立していることを御報告いたします。

ここで、松村部長から、開会の挨拶を申し上げます。

（松村）

改めまして松村でございます。本日はよろしくお願いいたします。着座にて御挨拶

拶させていただきます。

繰り返しますが、本日は御多用のところ、令和5年度第1回静岡県多文化共生審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより県が多文化共生施策に御指導、御鞭撻を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

在留外国人統計によりますと、昨年12月末時点で、本県には、10万、飛び、6345人、127の国あるいは地域の外国人県民の方が暮らしておりまして、これは、平成元年以来、過去最多の外国人県民数となっているところでございます。また、本年6月には、熟練外国人労働者として永住可能な在留資格、いわゆる、特定技能2号の受入を拡大するため、対象を現在の2分野から、11分野へと拡大する運用方針が、政府で閣議決定されております。

このような社会情勢を踏まえまして、今後もますます外国人数の増加が見込まれるため、国籍を問わず誰もが住みやすい社会を実現する多文化共生施策が、より一層求められる時代となっております。このため、今年度県の組織は改編を行いました。具体的には、地域外交課と多文化共生課が一緒になりまして、国際的な人の流れの創出、また、外国人県民の方の暮らしやすい環境整備を一体的に推進することで、外国人の方の活力の取組と、定着の好循環を生み出し、多文化共生施策を強力に推進してまいります。

さらに今年度は、令和3年度末改定いたしました「ふじのくに多文化共生推進基本計画」の2年目でございます。計画の基本目標、あるいは、各柱に掲げますあるべき姿の実現に向けまして、県の施策が実効性あるものとなるよう、本日委員の皆様方から、様々な視点で御意見、御提言をいただきたいと存じます。

最後になりますが、本日、本会における委員の皆様方による活発な御審議をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

(浅原)

次に、本日の出席委員ですが、お配りしている委員名簿をもって紹介に代えさせていただきます。なお、オンライン出席委員は、浜松商工会議所副会頭 石川雅洋委員、

(石川)

よろしく申し上げます。

(浅原)

静岡文化芸術大学文化政策学部准教授 佐伯康考委員、

(佐伯)

よろしく申し上げます。

(浅原)

静岡県立大学国際関係学部教授 高畑幸委員です。

(高畑)

よろしく申し上げます。

(浅原)

なお、協働組合GTネットワーク管理部責任者 内菌初音委員、名古屋出入国在留管理局首席審査官 藤原学委員は、本日欠席の御報告をいただいております。次に、次第2 委員改選に伴う会長、副会長の選任に入りたいと存じます。会長、副会長は、静岡県多文化共生推進基本条例第15条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますことから、会長及び副会長の選任について、委員の皆様から御推薦をお願いします。

はい、坂本委員よろしく申し上げます。

(坂本)

審議の継続性の面から、前回、会長を務めてくださった岸田委員がいいと思います。また、副会長には委員の中で最も長い就任期間となる高畑委員がいいと思いますが、いかがでしょうか。

(浅原)

ただいま、岸田委員を会長に、高畑委員を副会長にとの御推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。それでは、意義なしということでございますので、岸田委員、高畑委員お引き受けいただけますでしょうか。

(岸田、高畑)

はい。

(浅原)

御承諾いただきましたので、岸田委員に会長、高畑委員に副会長をお願いいたします。岸田委員、高畑委員、一言御挨拶いただきたく存じます。岸田委員、よろしく申し上げます。

(岸田)

皆様、おはようございます。会長という大役を仰せつかりました岸田でございます。この審議会の趣旨でございます、外国人の方の安心で本当に豊かな暮らしができるような審議をしてきたいと思えますし、外国人の方だけでなく、地域、企業の三方が非常に良くなるような形で、審議会が提言していきながら、県の施策につなげていくような形にしていきたいと思えますので、皆様の御協力を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

(浅原)

ありがとうございました。高畑副会長、よろしく申し上げます。

(高畑)

はい、高畑でございます。本日はオンラインで失礼いたします。この度、副会長を拝名しまして、私が務められることは、今後も努力してお務めしたいと思っております。研究者の立場から、今後さらに増えていく外国人住民、その人たちがこの社会でより良くそれぞれの人生を充実したものにしていだけるようというので、これからも外国人住民の方々の生活に関わっていきたくと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(浅原)

ありがとうございました。それでは岸田委員、会長席に御移動をお願いいたします。ここからの議事進行は、静岡県多文化行政推進基本条例の規定により、審議会会長である岸田会長をお願いいたします。

(岸田)

はい。それでは、改めまして皆さんおはようございます。先ほど申し上げましたとおり、この審議会で、地域の外国人の方が安心して豊かな暮らしをしていけるように取り組んでいきたいと思えます。村松部長からお話いただいたとおり、皆様の御意見が本当に政策に反映されているものでございますので、ぜひ今日は、忌憚のない御意見をお伺いさせていただきたいと思えます。初めての方もいらっしゃると思えますが、質問でも構いませんので、今日は御発言をいただけたら本当に助かりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。まず、お手元の次第の3(1)でございます。多文化共生推進計画の進捗状況の評価ということで、先ほども部長の方から話がありましたとおり、今回2年目ということになりますので、現状の推進状況について皆様に御報告をさせていただき、それについての御意見をまとめたいと思えます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(石井)

事務局を務める県の多文化共生課の石井と申します。よろしく申し上げます。それでは、着座にて失礼します。

次第の下に配布資料ということで記載させていただいてあります、資料の1か6及び参考資料の1から3です。まず、資料の1と2、先ほど会長からもお話あった県の多文化共生推進計画の内容及びその進捗について御説明をし、後ほどお時間をいただいて、資料の3と資料の4について御説明をいたします。資料の5と6については、県の多文化共生課の他の主要な施策ですので、またお時間のある時に御確認いただければと思います。それでは、資料の1と2及び2-2について御説明いたします。

資料1がA3で両面になっておりますが、ふじのくに多文化共生推進基本計画の概要版でございます。今回の計画は、2022年度から2025年までの第3期計画となっておりますが、背景といたしましては、2008年に県の多文化共生推進基本条例を制定しまして、それに基づいて2011年3月にふじのくに多文化共生推進計画を策定しているものであります。先ほども説明しましたが、今回のものが第3期のものになります。資料の最初の左側に、計画の基本的な考え方が書いてあります。静岡県の多文化共生を取り巻く現状や社会情勢の変化、静岡県多文化共生推進基本条例の趣旨を踏まえて、外国人を含めた全ての県民が安心して暮らし、活躍できる多文化共生の実現を目指すものです。計画期間が、先ほどから御説明しているように、2022年度から2025年度の4年間です。その下に、今回の計画の策定の背景となった2016年から2017年までの社会情勢の変化を記述してあります。主なものとしては、皆様御承知のように、新型コロナウイルスの発生といったものがあります。右に移っていただいて、基本目標と施策の柱が記述してありまして、静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互に理解し合い、誰一人残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指すというものです。下の図にあるように、カテゴリー的に3つ、共通、安心、活躍というものに分けて、その中に施策の7本の柱、1多文化共生意識の定着、2コミュニケーションの支援、3危機管理体制の強化、4生活支援の充実、5外国人の子どもの教育環境の整備、6社会参画の促進、7働きやすい環境の整備ということを挙げております。

それでは、資料2のふじのくに多文化共生推進計画の進捗評価の方に移らせていただきます。まず、評価の内容ということで、この計画の進捗の仕様として設定される数値目標について、県の総合計画の評価手法に準じて評価を行っております。評価時点は、2023年4月です。2番に総合評価を記載しております。2022年度、言葉の壁のない静岡県の実現のために、やさしい日本語の普及、活用と地域日本語教育体制の構築に重点的に取り組んだこと、また、SNS等によ

って、新型コロナウイルス感染に関する情報や防災関連、生活情報などの情報提供を行ったこと、後ほどまた説明いたしますが、外国人県民の生活上の相談に、多言語に対応する県多文化共生総合相談センターかめりあの活動、そういったことを記載しております。3とも関連しますが、2の一番下のところに、今回の成果、進捗について記載をしております。成果指標は、指標のBとなっております。次に、3（2）の活動指標の方は、9つある指標のうち、3項目については◎、4項目については○、2項目が●となっております。多文化共生課としては、おおむね計画通り進捗していると評価しておりますが、この活動指標の中で●になった2項目について、御説明をさせていただきます。1ページめくっていただいて、この資料2のA3の2つ目、多文化共生推進基本計画指標一覧の6番になります。活動指標は、県の電話医療通訳事業により外国人患者受入環境を整備した救命救急センター設置病院の割合ということで、2020年度を基準値として持ってきています。2023年4月の時点の進捗状況では●となっております。こちらについては所管課からの聞き取りをしておりますが、救命救急センター設置病院は比較的大規模な病院が多いことから、既に何らかの通訳サービス等を導入している機関も多いため、なかなかこの割合が増えないということでした。一方でこの県電話医療通訳事業は、対応言語数も多いため、引き続き事業の活用を求めていくとのこと。もう一つ、2022年度の現状値が27.3%となっておりますが、今年度になってから1病院設置をしていただけたため、2023年6月現在では、こちらの割合が36.4%に増加していることを報告いたします。1ページめくっていただいて、10番目の項目、活動の指標が工科短期大学校等の永住外国人向け職業訓練受講者数ということで、こちらも基準値の2020年度は58人でした。2022年度の現状値が28人ということで、●となっておりますが、こちらも、所管課からの聞き取りをしております。この基準値となっている2020年度が、新型コロナウイルスが猛威を振るっていた時であって、こういった職業訓練を希望する方が多かったということがあります。その後、新型コロナウイルス感染症が収束したことから、この受講を希望する方の全体数が減ったことが理由としてあります。その他の対策としては、今まではこの講座について県庁内の他部局や国の機関等と連携をして周知を図っていましたが、今後は県内の外国人コミュニティ等への直接の働きかけとして、事業を周知し、受講者の獲得につなげていきたいと考えているとのこと。進捗状況についての説明は以上となります。

（岸田）

はい、ありがとうございました。それでは、以上の説明につきまして、御意見等があれば発言をお願いをしたいと思います。いかがでございましょうか。はい、

竹内委員お願いいたします。

(竹内)

県の医師会から参りました竹内です。よろしくお願いいたします。

今お話のあった生活支援の中での、特に医療関係ということで関連するお話をさせていただきたいと思います。救命救急センターというのは、第三次救急ということで、11 医療機関、東部から西部までありますが、実際現場の方では、緊急を要するというので、既に県の事業以外の色々なツールで、実際に翻訳をせざるを得ないという状況で、このような形の数字になっていると思うのですが、県の事業も非常に使い勝手が良いというお話もありましたので、引き続き、導入に向けて説明会などをしていっていただければと思います。

関連する情報提供として、二つお話をさせていただきたいのですが、一つは、この8月にかけて県内病院向けに、医療機関における外国人患者の受入に関する実態調査が、国が主体、県が協力をする形で行われております。いずれ近いうちに集計結果が出ると思いますので、そういう形でまた情報提供ができればと思っています。もう一つは、外国人患者の受入に関する医療機関の認証制度というものが国の方ではありますが、それに関しても、オンラインセミナーということで今月開催をされます。県内既にこの認証制度を受けている病院もありますので、そういう形で、ぜひ普及を図っていきたいと思っています。以上です。

(岸田)

はい、ありがとうございました。ただいまの御発言も含めまして、何か皆様から御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。では、田島委員お願いいたします。

(田島)

沼津商工会議所の田島です。私、明電舎というところに所属しております、実体験としてですが、外国人の居住者ということではないのですが、私どものグループ企業の海外の方が出張で沼津に来られた時に発熱をしまして、その時に病院を探すことが結構大変な状況で、あちこち当たって見たのですが、なかなか外国人の方は受入が難しいというような話もございまして、最終的には診ていただくことはできたのですが、今の認証の制度で、ここだったら大丈夫ですみたいなことを明示していただけるようになると、とても良いなと思いました。以上です。

(岸田)

はい、ありがとうございます。今、受入というところの問題点もあったと思います。やさしい日本語やコミュニケーションという点で、医療機関に急に外国の方が来られた時、課題や問題等はございますでしょうか。

(竹内)

救急外来に外国人患者がお見えになった時に、やはり言葉のことで苦労する方も多いということで、商品名になってしまうのですが、ポケトークを既に救急外来で使われている病院が非常に多いと伺っております。ただ、痛みにしても色々な痛みがあり、微妙な表現がそのツールだと難しいので、診療に苦労するという話は伺ったことがあります。

(岸田)

ありがとうございます。後ほどの報告の中でも、外国の方に簡単な日本語を覚えてもらうといった事業も出てくると思いますので、その時にも御意見をいただければと思います。その他、皆様からいかがでございましょうか。それでは、浜松商工会議所の石川様、お願いいたします。

(石川)

今回初めて参加させていただきます、浜松商工会議所の中でも主に製造業を担当し、副会頭をやっている石川と言います。よろしく申し上げます。  
今の説明にはなかったですが、11番の項目にある、ふじのくに地域・大学コンソーシアム事業への参加留学生を増やしていこうということで、高度外国人材や大学生の雇用をしっかりと結びつけていくと資料に書かれていますが、質問や意見ではなく、お願いです。西部の方で、浜松、湖西、磐田、袋井も入れ、浜松商工会議所とも協賛をしながら、浜松経済同友会であるeコモンズという組織を立ち上げており、そこで留学生と企業のマッチングをしようということで今進めています。2021年からですので、2年間やっていますが、実際に留学生ができるだけ静岡県や浜松の方にぜひ定着してほしいということで進めているものです。今年の8月にインターンシップをやろうということで、インターンシップの募集もかけながらやっていて、ふじのくにコンソーシアムの方にも協力をいただいて、遠州・浜松地区だけではなく、静岡県全般の大学や企業でのマッチングをうまくやっていこうということで、今進めています。ここにも書いてあるように、できるだけ留学生を定着させていこうということで進めていますので、これからも、ふじのくにコンソーシアムさんとこの関係でやっていきたいと思っておりますので、御協力の方よろしくお願ひしたいです。これからも、このインターンシップは続けていくつもりですので、ぜひよろしくお願ひします。以上です。



(岸田)

ありがとうございます。外国の大学生のレベルでのマッチングは、県も施策をやっているとお聞きしておりますけれども、県の方から今の件でお話することはございますでしょうか。

(出野)

ありがとうございます。今、石川委員の方からございましたけれども、ふじのくに地域・大学コンソーシアムは、大学間の連携だけではなく、地域と大学、高等教育機関、そして行政がどう絡むかということで色々な事業を実施しております。今、石川委員がおっしゃったように、県内21箇所の高等教育機関がありますが、それぞれ留学生を抱えておまして、その留学生の方々に、静岡県企業がどういう魅力を持っているのか、どういう点がいいのかをPRし、静岡に残っていただくような事業を進めております。先般ちょうど、大学コンソーシアムの全国大会が静岡で行われ、その際も企業側の代表として、県商工会議所連合会の前会長であります酒井さんにも御出席いただいて、企業側もかなり期待しているということがあります。高等教育機関側も、留学生の行き先が非常に重要ということで、あらゆる手立てでやっております。また、西部地域の石川さんの方でもやっていただいておりますので、今後も色々な形で進めていきたいと考えております。

(石井)

事務局から補足させていただきます。先ほど竹内委員の方から出ていた、医療の際の通訳ということと、会長からもあったやさしい日本語ですが、やさしい日本語を使用していただくと、医療の通訳の際に、ポケトークなどの翻訳の精度が上がると実際確証が取れています。なので、そういった面からも、やさしい日本語の普及については、県の方で進めております。また、今年度やさしい日本語のエラーニングができるようなことも考えていますので、皆様のご協力をお願いできればと思います。以上です。

(岸田)

ありがとうございます。やさしい日本語は、活用の幅が非常に大きいみたいですので、皆様もぜひ活用していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、その他の皆様から御意見等ございますでしょうか。例えば先ほどの10番のところで、●になっていますが、経営者側からのお話は少しあったと思いますが、受講される側の皆様から、結構時間を取られるような

講習になっているのですが、少し改革をした方がいいとか、何か御意見があれば、いいかなと思いますが、いかがでございましょうか。なかなか難しいですかね。やはり短時間でできるものや夜できるものなど、色々な仕組みを作っていたらと、多分この●が段々○になるかと思っておりますので、ぜひ色々なことを考えていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、この議論については、お話をいただきましたことを、県の皆様の御理解をしていただいた上で、できるだけ2025年の目標値を達成できるように、あと2年間御努力の方、よろしくお願い申し上げます。

それでは引き続きまして、次の議事に入らせていただきたいと思います。(2)アのところでございます。外国人の日本語教育についてでございます。これも事務局から説明をお願いいたします。

(石井)

はい。それでは、資料3と3-2について御説明いたします。

外国人の日本語教育についてということで、まず、資料3を御覧ください。最初に、1現状です。日本語教育の推進に関する法律に基づき、文化庁の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を活用して、日本語能力が十分でない外国人県民、こちら対象は16歳以上ということに設定しておりますが、生活に必要な日本語能力を習得する体制を構築するため、静岡県地域日本語教育推進方針を策定しました。その方針に基づいて、所要の事業を展開しているところです。2静岡県地域日本語教育推進方針の概要としまして、基本方針を挙げております。①県内どこに住んでいても、希望する全ての外国人県民が、生活に必要な最低限の日本語を身につけることができる日本語教育の場づくりを推進する。②地域住民が日本語教育の場に関わることにより、多文化共生社会の形成を推進する。③地域の日本語教育に関わる県、市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業、県民がそれぞれの責務、役割を果たすとともに、お互いが連携、協力していくということになっております。3からは事業内容になってまして、県が進めている対話交流型の地域日本語教育についてです。次の2ページ目に絵を入れた説明がありますので、時間の関係で割愛しますが、県ではこういった対話交流型の地域の協力を進めているところであります。

次の資料3-2に移って、外国人の日本語教育について、今日、委員の皆様へ審議をしていただきたい点と、その背景となります県の課題等を書かせていただいておりますが、ちょっと補足をして説明をいたします。まず最初に、審議の論点ということで、日本語教室の空白地域、いわゆる日本語教室が全くない市町における日本語教育の推進方法について、ぜひ御意見をいただければと思ってお

ります。一枚めくっていただくと、地域の空白地域ということで、静岡県の地図があって、赤字の9つの町が日本語教育の空白地域となっております。私どもの課題、認識については、補足をしますと、どうしてもこの9つの町というのは、町民数に対する在留外国人が少なく、平均200人程度です。したがって、課題としての優先順位が低いのかなと考えております。一方で、県として先ほど申し上げた地域日本語教育推進方針を策定し、この空白地域の町に対して働きかけを行っております。令和元年度は空白地域が11自治体でしたが、その後、伊豆市と森町が日本語教室を設置していただいたため、現状9つの自治体となっております。また、今年度長泉町が文化庁のスタートアッププログラムという事業を活用し始めていただいております、来年度から正式に日本語教室を長泉町として開設すると聞いているので、また一つ空白市町が減ることになります。その他、広域でやってみようという動きもあるので、そういったことについても、県がサポートできたらと考えております。もう一つ審議の論点として、企業の日本語教育の関わりについて、御助言、御意見を申し上げますと書かせていただいております。外国人の皆さんは、雇用先として関係の深い企業に対しては、ぜひ外国人に対する日本語教育を進めてほしいということで協力を働きかけておりますが、どうしても企業活動が優先されたり、企業によって勤めている方の日本語レベルが違って、逆にもう非常に日本語はできる外国人がほとんどという企業もあって、県の対話型の日本語教室と合わなかったりしますが、とはいえ、御協力をお願いしたいので、従業員の方にこういった日本語教室の参加も含めてお願いをしている状況であります。事務局の説明は以上です。

(岸田)

はい、ありがとうございます。本日のメインの課題の二つあるうちの、一つ目でございます。今説明がありましたように、論点が二つございまして、日本語教室の空白、先ほどのページを見ていただきましたように、日本語教育の推進方法について皆様から御意見を求めたいということが一つ。そして、企業の地域日本語教育、なかなか時間が取れない人たちに対して、企業としてどういうことができるのか、あるいは県としてどういう政策をやっていけると、そういう方たちが参加できるのかといった御助言をいただけたらというものが趣旨でございます。

それでは、皆様からこの論点につきまして、御意見を求めたいと思います。いかがでございましょうか。それでは、坂本委員お願いいたします。

(坂本)

はい。まず、一点目の日本語教室の空白地域に関してですが、9つの町に日本語

教室がないというところは問題ではありますが、その自治体とうまく連携をして、県が主体となって、コロナ禍で有効性が確認できた、オンラインの日本語教育を普及させてはどうかと思います。本学もこの4年ほど、ある自治体と連携をしまして、本学の学生が静岡の各地に住んでおりますが、オンラインでつないで、中山間地の日本語教育をさせていただいております。日本語教室がないという問題がありますが、自治体との連携をうまく取れば、なんとか進めていけないかと思いますので、その点お考えになるといいと思います。

(岸田)

ありがとうございます。企業もそうですが、コロナ禍でだいぶ普及が進み、今日もWEBでもやらせていただいて、特に違和感はない状況でございますけども、県の方から何か御意見ございますでしょうか。

(石井)

はい。事務局から補足で説明いたします。今、坂本委員の方からオンラインを活用したらどうかとお話ありましたが、多文化共生課でも、今年度オンラインを活用した対話交流型日本語教室を実際にやることができないかという検討をしております。今回はプロジェクト的にですが、実際に進めておりまして、当然、市町の御協力が必要になりますが、市町についても、1つの市町ではなく、できれば複数市町と連携の形で、オンラインでやることができないか相談をしているところですので、このオンラインを使った日本語教育の普及というのは、大きな課題、必要なことだと思っておりますので、今後も取り組んでいきたいと思ます。

(岸田)

ありがとうございます。ぜひ、県におかれましては、時間軸を区切って早期に解決をしていく方向で検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、その他の方から御意見ございますか。それでは、テオドロ様でよろしいでしょうか。

(アナ)

おはようございます。初めて参加させていただきありがとうございます。テオドロ アナと申します。アナと呼んでいただいて結構です。フィリピン人だけではなく、外国人の皆さんのために、県の皆さんが考えてくれて、本当に感謝します。ありがとうございます。

日本語教室の件は、2001年から国際交流協会への参加など色々していました。いつもの会話だけでも、やさしい日本語はありがたいです。いきなりのアイデアですが、ホームステイをさせるのはいかがでしょうか。教室で勉強することより、実際日本で仕事をして、日本に住むなら、肌で感じることも大事だと思います。例えば、子どもは学校に行かせても、家に帰ったら、親がフィリピン語で話すとしたら、具体的に教えることはできません。子どもは自然に覚えるので、真似して親の背中、特に年寄りの背中を見ます。なので、ホームステイも一つの教育として良いのではないかと思います。以上です。

(岸田)

ありがとうございます。外国ですと、ホームステイは結構標準にあります。なかなか日本の文化だとホームステイはあまりない形なので、どういう風に持っていくかというところが非常に難しい点もあるかと思いますが、お話の中にあつた、単純に教室の中の教育だけではなく、普段から日本語教育をしていくというのは非常に重要なことだと思いますので、長年の日本の文化との兼ね合いがあるので難しいかもしれませんが、手を挙げてくれるような人もいらっしゃるかもしれないので、その辺も含めてまた少し検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

その他の皆様からいかがでしょうか。それでは、川越様お願いいたします。

(川越)

浜松から来ました川越です。今回は初めてですが、自分は浜松市でも審議会委員をやっております。2期目になります。

知りたいなと思っていることが、私自身はインドネシア人で外国人100%、自分の娘がハーフみたいな感じなので、外国人というのがどこからどこまでなのかということが一つ。もう一つは、自分はインドネシア語教師をかれこれ10年やっております。最近、インドネシア語検定や日本語能力試験というものがあります。私があるinstagramでドイツのことを見たところ、ドイツ人と結婚したかったら、あるレベルまでのドイツ語をきちんと勉強して、合格しましたという証書を持って、結婚できますということでした。全くドイツ語もわからない外国人がいきなりドイツへ行って、もしかしたら詐欺に遭うかもしれないです。最近の日本は、技能実習生や留学生等もいっぱいいるので、例えば、日本語能力試験4級とか、最低限でも5級を持ってほしいということができないのかなと、自分は思っています。別に厳しくするわけではないですが、外国の方のために、日本のことを知ってほしいです。日本の文化がこんな感じだとか、あらかじめ各国で

先に勉強しておいて、例えば、カタカナやひらがな、挨拶ぐらいが出来たら、じゃあ日本へ行きましょうという制度になればいいと思います。インドネシアでは結構JLPTの授業はやっておりますし、私自身は常葉大学でJLPTの試験を受けました。日本に来てから勉強することは難しいと思います。勉強して日本に入ってから、やはり勉強したとおりにだなと日本語の重要性が分かりました。ですので、企業からや学校の推薦など、日本語能力試験の上の級に合格するとサポートが受けられるようになると、励みにもなると思いますので、よろしく願いいたします。

(岸田)

ありがとうございます。二点お話をいただけたと思います。まず一つ、ここで言う外国人の範囲はどういうことなのかというお話です。もう一つは、日本全体的話になるので、県で対応できるか分かりませんが、日本語検定など最低限のレベルというものが必要ではないかという御意見だったとっております。それでは、県の方からお願いします。

(石井)

はい。県の方からお話します。まず最初の外国人ということについては、国籍です。先ほど川越さんからあったように、インドネシアのパスポートを持っているということでインドネシア人。もちろん外国から来ても、日本に帰化という形で日本の国籍を取れば日本人ということになります。私どもが統計的に使っております外国人県民数についても、在留資格を持って日本に滞在している外国籍の方は、県内在留の外国人ということで統計資料を作っております。もう一つ、日本語の能力の必要性については、岸田会長もおっしゃったように、県レベルではなく、国レベルの政策というところがあると思います。川越さんからお話のあったドイツに関して言えば、ドイツは国の政策として多くても移民を受け入れるとしました。そのために、ドイツに移民で来るとい外国人に対しては、国の方で最低ドイツ語の学習時間を600時間、ドイツの風習、文化を学ぶ時間も100時間、その間まだ仕事がない方に授業料免除で、多少働いてる人でもすごく安価な時間給でドイツ語の指導をするとドイツの国策で決まっているかと思っております。ですので、そういったことは、これから日本の国策の中で決まっていくかと思っておりますので、県としては、国の政策を注視していきたいと考えております。以上です。

(松村)

若干補足させていただきます。二つ目の川越委員からの御発言ですが、私は冒頭

挨拶の中で、多文化共生課と地域外交課が今年一体となったという話をいたしました。いわゆる高度人材や特定技能、技能実習には日本語能力が必要ですが、それ以外の日本に来られる方については、石井も申し上げましたが、国の取り組みを待つこととなります。地域外交局として一体となった意味合いは、なるべく前向きにというところにあるかと思っておりますので、国への働きかけがまずファーストステップになるかなと思っておりますが、こういったことも、我々役割として果たしていきたいと思っております。以上です。

(岸田)

はい、ぜひよろしく願いいたします。その他の皆様から、いかがでしょうか。それでは、田平さんお願いいたします。

(相川)

名前がとても長いので、相川と呼んでください。私は日系ブラジル人ですが、県西部地域はブラジル人がとても多く、出稼ぎでなくとも、30年以上住んでいる方も多い地域です。日本で生まれたブラジル人も多く、私が知ってる範囲では、日系ブラジル人たちは、二種類に分かれてきたと思っております、全く日本語が分からないブラジル人と、日本で生まれ、ポルトガル語が分からず、日本語だけを話す人です。私は企業訪問をする機会が多く、そこで働いているブラジル人にポルトガル語で挨拶をしたら、僕はポルトガル語が分からないので日本語で話してくださいと言われて、日本語で会議をしました。別のブラジルの方に日本語で挨拶すると、日本語はわかりませんと言われ、バイリンガルでお話をしなければならぬという現状です。ブラジル人の方たちは、技能実習生とまたちょっと違って、日本語のレベルといった能力を求めずに、日本で働くという形で入ってきていますので、日本の中で必要な日本語を覚えています。また、仕事と家庭の中で、日本語が必要ないブラジル人家庭もある一方、日本語がツールになっているブラジル人と、二極化になって来ています。ですので、私たちもそれをどのように対応していくのかが一つの大きな課題だと思っております。企業もすごく悩んでいると思っております。ただ、日本語が分からないブラジル人の中でも、日本語を勉強している人はいますので、多くの企業ではないのですが、外国人採用経験もある企業の中では、日本語のクラスを開く取組をしています。ですので、もう少し国や行政から、こういった日本語の取組をしているという情報をもっと発信することが必要かなと思っております。以上です。

(岸田)

ありがとうございます。非常に大切なところかと思っております。今のお話の中で、浜

松地域はブラジルの方が多く、企業側が困っている点もあるのではないかと  
いう御発言もあったと思いますが、御存知かどうか分かりませんが、浜松商工会議  
所の石川委員はその辺お聞きになったことはございますでしょうか。

(石川)

今、相川さんのお話を聞いていて、本当にそのとおりだなと思っています。弊社  
は今、ブラジル人の方が200名近くおりますが、言葉も覚えていき、仕事も覚え  
ていき、更に正社員として登用していくということもやっています。その一方で、  
言葉というところは、うまくいっていないということも現実としてあると思っ  
ています。県の課題認識のところにも記載がありますが、企業に対して日本語教  
室をやっても業務が優先されるということがやはりあります。弊社の中でも、日  
本語教室を浜松の国際交流協会にサポートしてもらってやりましたが、なかな  
か定着しません。私の会社の中でもやはり業務の忙しさが、教室に毎回出れ  
るかというところでもないです。やり方の工夫がまだまだ要るところが  
現状です。ただ一つ言えることは、企業が日本語を教えるということはやはり必  
要で、言葉を全て教える必要はないと思っているのですが、企業として間違いな  
く覚えてほしい言葉があるからです。例えば、私の会社は製造業ですが、安全の  
話や品質の話は、間違いなく日本語で覚えておいてもらわないと、何かあった場  
合にすぐ怪我につながるであるとか、製品不良につながるというところもあ  
るので、そこについては間違いなくやってかなければいけないと思っています。  
それをどういう形で行うことが一番良いのかと思っており、例えば教え手の方  
で、国際交流協会の方に来ていただいて教えているだとか、大学とうまく組んで  
やるだとか、そのようなことができると思いしています。企業としては、間違  
いなく安全や品質を確保する必要があるので、時間はないからできませんで  
はなく、企業としてもやはり努力してその時間を作っていくことはやらなけれ  
ばいけないなと思ってます。相川さんも言っていたように、浜松の地域はかなり  
ブラジルの方が多いということで、勉強される方は本当にどんどんやっていた  
だけなので、あとは、働く上で覚えていく日本語をしっかりと教育出来ればと思  
いながら、色々形を作っていくことが大事なのだろうと思っています。

(岸田)

ありがとうございます。それでは、佐伯委員お願いいたします。

(佐伯)

はい。先ほど、御発言ありました石川委員と関連してですが、浜松市の事例で申  
し上げると、企業の日本語教育の関わりというところで、浜松が外国人材の活躍



企業という認証制度を導入しています。石川さんの企業も認証されておりまして、全ての企業がというのは難しいかもしれませんが、力を入れている企業を取り上げ、ロールモデルとなる企業を増やしていくということが大事ではないかと思えます。浜松市以外にも、群馬県でも事業を始めています。ですので、外国人材の活躍を支援するという企業には、例えば、浜松市の場合、公共事業の入札の際の加点であったり、日本語教育の補助金を増額するといったインセンティブを与えています。そういった制度を県としても導入して、背中を押していくということも必要ではないかと思えます。以上です。

(岸田)

ありがとうございます。私も企業側の人間なので、今の先生のお話のように、背中を押してくれる施策をいただけると企業は非常に乗ってくるかなという気がいたしますが、その点も含めまして、県の方で何か御意見があったらお願いしたいなと思えます。

(石井)

はい。大変貴重な御意見ありがとうございます。例えば石川委員のように、積極的に外国人に対して日本語を教える必要があると認識していただき、実際に実践をしていただいているような企業のお話を聞くと、本当にありがたく思えます。今回課題で書かせていただいたように、私どもが取り組んではいるものの、正直順調ではない部分もありますので、今いただいた御意見を聞いて、検討して進めていきたいと思えます。以上です。

(岸田)

なかなか難しい話だと思えますが、先ほどの石川委員から話がありましたように、日本語がしっかり喋れる方が正社員になっていくという話で、前回の審議会で、日本語をしっかりと喋って正社員になっている方のお子様は、そういう形の教育をされて正社員で会社に入っていくが、コミュニティが閉ざされてしまって日本語を喋れない御家庭に育つと、御両親は良くてもお子様もそういった影響を受けて、結局正社員になりにくくなってしまい、派遣社員で収入が少なくなり、厳しい状況がずっと続いてしまうので、この辺をなんとかしなければいけないのではという提言を前回いただいたかなと思えます。非常に難しい問題ではございますが、本当にずっと続いてしまう話になってしまうので、どこかでしっかり断ち切らなければいけないと思えますので、難しい問題だと思えますが、行政の方で力を入れて取り組んでいただければと思えます。話がありました、誰一人として取り残さない社会という計画でございますので、よろしくお願ひしたい

と思います。

その他の皆様からいかがでしょうか。それでは、田中委員お願いいたします。

(田中)

私は外国につながる子どもたちと関わっておりますので、今のお話は、子どもたちの教育や人格形成の土台である家庭にいる親につながっていくので、とてもよく分かります。例えば、大人は日本語一つ覚えるにしても、目の前に目標や目的が見えているので、日本語を覚える範囲もある程度大人にとっては見えてきて、頑張りがいがあると思います。しかし、子どもは、例えば、日本語をツールとして覚えても、そこからまた始まるというところがあります。特に、日本の学校に行っている子どもたちは、日本の子どもたちと同じように、教育の中で体得や習得をして、将来を見ていくという幅をつけていかなければならないので本当に難しい問題ではあると思います。先ほど相川さんがおっしゃったように、御家庭での使用言語が、本当に母語と日本語というのがはっきりと分かれているようですが、そこで育った子どもは偏ってしまうのではなく、中途半端な言語習得になりやすいことは確かだと思います。私たちは、日本の学校にも外国人学校にも、日本語の指導に行っておりますけれども、外国人学校で日本語を習わせたいと思っている親がいるということは、自分が日本語を話せなくても、子どもは将来的にどこの国に行ったとしても大丈夫な大人として育てていきたい、日本であれば正社員として雇用されるようにというところで一生懸命になっていることは確かです。母語の教室ですが、今は母語とは言えない継承語になっていまずけれども、これは決してマイナスの捉え方ではなく、母語を育てるは大変ですけれども、やはりその中で伝わっていく文化といったものも大事にしていく気持ちは子どもに伝えていくという多面的なところで、子どもを支えていかなければならないと思っております。ふじのくにの計画を見ても、色々な政策に引っかかりはしていても、子どもの教育全体の支援というのは、本当に家庭がしっかりとしていけば豊かな子どもに育てる土台はあると思いますが、雇用や健康の問題など様々ありますので、難しさと夢が交わるようなことが子どもの現場なのかなと思います。外国人学校も今色々な支援が入っていて、日本で暮らしていくにはどうしたらいいかということを実際に学校全体や保護者を巻き込んで考えていると思いますし、日本の学校は、教育委員会や地域というところで連携ができていますので、それをどのように円熟化させていくかという次の段階に入っているのではないかと思います。これからも、情報を得ながら活動をしていきたいと思っております。

(岸田)

ありがとうございます。日本語をいかに皆さんにやっていただけるかということに焦点を当てていますが、多文化共生ですので、それまでの習慣を身につけていただきながら、日本の生活に慣れ親しんでいただいて、生活を豊かにしていただくということが趣旨だと思いますので、どちらか一本ではなく、色々な文化を我々が共生していくということを、日本人もしっかり認識を持ってやっていかないと、今おっしゃられたように難しいんだろうなと思います。外国の方だけではなく、日本人の生活の仕方というものも含めて、今のお話は非常にありがたいなと思いますので、我々もそれを考えながら日々やっていきたいと思います。竹内委員お願いいたします。

(竹内)

空白地域のことについてお話をさせていただきたいと思います。資料で、地域日本語空白地域9町ということでお示しいただいておりますが、実はよく見ますと、県内で最も高齢化率が高い町、あるいは長泉、函南というのはむしろ一番低い方の町ということで、両極端の町になっておりますが、特に高齢化率の高い45%以上の町が主に出ていると思います。そういうところが実は介護で非常に苦労されています。医療も非常に大変ですが、それ以上に、単身の高齢者の方が非常に増えている地域で、介護の従事者が非常に加速しております。一方で、これからは永住を見据えた特定技能制度の2号の方々が非常に多く受け入れられるとのことで、実際コロナ禍でも、特定技能の受入が特に医療や介護関係で増えています。この空白地域を埋めることをどうすればいいかということと言うと、特定技能などの技能を持っていらっしゃる方、あるいは介護に従事されている方というのは、基本的にある程度日本語ができる方々ですので、そのような方々に御協力をいただいて、町が一緒になって日本語教室を作るとというのが、一つやり方としてはあるのではないかと思います。一方で非常に心配することは、介護現場は非常に厳しく忙しい現場ですので、そういう方々に更に負荷をかけることになるとと思いますので、県の方でぜひ背中を押していただけるような、あるいは安心して介護の業務をしながらそういった仕事も担っていただけるような、インセンティブのような仕組みをやっていただけると、この空白地域は減ってくるのではないかなと思いました。以上です。

(岸田)

ありがとうございます。そういった面で、先ほどの2-2の資料で介護の職員になるための訓練の受講者が減ってきているというのは気になる点かなと思います。県だけではなく、市町といかに連携を取れるかというところだと思いますので、市町の職員の人数が減ってきているかもしれませんが、先ほどWEBの話も

ありましたとおり、相談等はWEBでもできると思いますので、DXを駆使しながらやっていただけたらと思います。

石川委員、お願いいたします。

(石川)

今の話を聞いていて、外国人の日本語教育というと、くくりが大きすぎて、本当に基礎となるものはEラーニングでもいいと思っています。しかし、企業は企業として欲しいものがあるとか、看護師の方としては間違いなくこれが必要であるとか、子どもに対しては、小学校、中学校や就学前の子であるだとか、色々あると思うので、そういったことで、日本語教育を体系づけるようなことができると良いと思います。それは行政の方も入りながら、どこをどうやって、誰が教えていくかといったことをやってくと、分かりやすいものになるのかなと思います。実際弊社でもそのようなことを話していて、正社員にできるだけなしてほしいのですが、正社員もなりたくないという方もいるので、そうであるならば、そのような教育をしていこうだとか、何か体系が要るのだらうなと思いました。以上です。

(岸田)

ありがとうございます。今のおっしゃるとおりだと思いますが、県の方で最後に御意見ございますでしょうか。

(石井)

今の石川委員のおっしゃる点、例えば学童の外国人生徒をどうするかということもあって、私ども多文化共生課だけではなく、当然県の教育委員会の方でも行っている部分もあります。今日村松先生もいらっしゃっておりますが、公立の小学校、中学校に入ると、その時点での各児童の日本語レベルはありますが、サポートをする支援者等の配置も含めて、公立の小学校、中学校で勉強していくことができるというものが一つの形です。もしよろしければ、村松先生から補足いただけますか。

(村松)

はい。富士市の公立小学校の校長をやっております村松と申します。今回初めて参加させていただいております。本校は富士市の中でも、比較的外国人にルーツを持つお子さんがたくさん通う学校ということで、参加させていただいております。本校は500人の全校児童の中で、国籍が日本ではない児童が25人程度です。国籍は日本ですが、ルーツが外国にあって、日本語指導が必要というお子さ

んも含めると、30人ちょっとが特別な指導が必要かなといった学校です。西の方に比べると、まだまだ少ない数かとは思いますが。

先ほどお話がありましたが、日本で長く生活していこうという御家庭の場合と、お試しでちょっと日本で働いてみようかという方の場合では、やはり子どもたちの日本語を学ぶ教育というところへの入り込み方がだいぶ違ひまして、友達と遊びたいので、遊びに必要な日本語というのは、子どものツールとして、子どもの中に自然に入っていきます。本当に驚くほど早く入っていきます。ただ、教室の中だけで使っている言語が少し多いという私たちの反省もありますが、子どもたちが学びに必要な言語を吸収しようとするかどうかというところになりますと、やはり日本で長く共生していきたいという御家庭の意向があるかないかというところは非常に大きいなと思います。国や県の方の施策で、日本語指導ということで、取り出しの事業を行ったりですとか、市の方の施策としまして、放課後の国際教室というような施設は年々増えている現状があります。しかし、そのような機会があっても、子どもの中で、自分はここで学んで大きくなっていくんだという気持ちが根本として大切なところかなと感じております。学校の方としましては、年々増えていく日本語がなかなか伝わりにくい保護者の方々に、学校からのプリント等で御負担かけないようにということで、メールでやさしい日本語を心がけながら発信するように、気をつけているところです。

(岸田)

ありがとうございます。時間も迫ってきましたので、次の議題に入らせていただきたいと思ひます。次第3の(2)イでございます。相談体制についてということで、こちらについて事務局からお願いいたします。

(石井)

(2)イ相談体制について御説明いたします。まず、資料4を御覧ください。法務省の外国人受入環境整備交付金を活用して、外国人県民に情報提供を行うとともに、生活上の相談に多言語に対応する静岡県多文化共生総合センターかめりあを設置、運営しております。かめりあは、外国人からの相談を一元的に受け付け、適切な専門機関へつなぐことであります。そして、かめりあの運営には、法務省の外国人受入環境整備交付金を二分の一活用しています。かめりあの概要ですが、今日御出席の委員の方、御存じの方も多いたと思ひますが、場所は静岡駅の南の水の森ビル2階、県の国際交流協会の一部に設置をしております。運営の方は県国際交流協会に委託しております。対応言語は相談員によるものが8言語、その他は電話通訳を使って15言語の対応になっております。相談実績は昨年度全部で2587件ありました。令和3年度が2164件だったため、

非常に増えております。言語の内訳としては、ベトナム語とフィリピン語が多く、内容としては、入管手続やコロナウイルスに関連することであったり、雇用、労働等の相談があります。

今日、皆さんに審議いただきたい点として、資料4-2に審議の論点と県の課題の認識を書いております。審議の論点としては、外国人コミュニティでの課題に対する状況、例えばどんなところに相談しているか、相談内容、困りごとの体験等を、本日外国人コミュニティ代表の皆さんもいらっしゃっておりますので、お聞きできればと思っています。また、次の論点、外国人県民からの多種多様な相談に適切に対応できる体制づくりとして、県もできる限りのことをしたいと考えている中で、その体制についても、助言や御意見をいただけたらと思います。その下に県の課題認識を書いておりますが、補足をします。先ほども申し上げたように、かめりあはできるだけ外国人の方に寄り添うことができるような形で対応していきたいということで、色々工夫を凝らしております。例えば、外国人県民の方は電話よりもSNSを好むことから、SNSでの相談を導入しており、令和4年度は全体相談の中でも、SNSを使った相談が6割ほどになっております。また、先ほども少し申し上げたように、相談が年々複雑で多種多様なものになっていることから、専門家を交えた相談会を実施しております。令和4年度は全体で50回程度、入管に係る相談会や弁護士相談会、行政書士や社会保険労務士の方との相談会を実施しました。今年度については、医師免許を持つ専門の方による、こころの相談会も出来ればと考えております。また、子ども家庭課の方で、県内の各児童相談所にタブレット翻訳を設置していただいたので、今年度から実際にこのタブレットを使って、相談ができるようになりました。また、県の社会福祉協議会と打合せを行ったり、市町に対して窓口の説明等をしたりしています。先ほど申し上げた複雑な相談については、例えば、学齢超過の子どもを母国から呼び寄せたが、通うことができる学校がなく、日本語が話すことが出来ないであったり、日本人の配偶者と結婚したが離婚をすることになり、色々な法律上の問題や在留資格の変更と子どもの問題を抱えているというものなどがあります。相談が複雑になっている中で、かめりあとしてどのように対応しているかという課題として認識しております。在留外国人の方が増えていく中で、相談の体制や施設も大変重要なものと考えておりますので、皆様からぜひ重要性の証明であったり、こういったことを改善したらどうかという意見をいただければと思っております。以上です。

(岸田)

ありがとうございます。今話を聞くと、県としても対応を色々やっていただいておりますが、更にこういう対応の仕方が良いのではないかといった御意見がも

し皆様からあれば、お伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。  
それでは、田島委員お願いいたします。

(田島)

計画本文の24ページのアンケートで、困った時の相談先はどこかというものがありますが、勤務先や管理団体の社員の方に相談している人が結構多いというものがありました。今色々おっしゃられていたような複雑な問題というのは、勤務先で聞いても分からないとは思いますが、勤務先といったところで解決できることも多いのではないかと思います。そういったことを考えると、県の皆さんや色々な団体の方の負担を減らそうと考えた時に、企業側といったところに、相談を受けた時こう対応してくださいとか、こういう相談がよくあるのでこういうようなことを教えてくださいとか、相談される側の方へ県の啓発や指導といったことをやると、受ける側の間口が広がって、良いことになるのではないかと思います。

(岸田)

ありがとうございます。県に頼むだけではなく、企業もやっていただけるというお話なので、ぜひ連携を取ってやっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

その他はいかがでございましょうか。では、廣野委員お願いいたします。

(廣野)

計画の27ページでございまして。現状と課題の中で、困っていることや困ったことではないが34.5%で最も多く、次いで、日本の学校で教育に必要な費用が高いが29.9%とあります。子どもの学力が不安が19.5%となっています。私、浜松市の自治会連合会の会長でございまして、静岡県会の会長もやらせていただいております。皆さんの御意見を色々聞きながら、本当に自治会が業界として甘い考えだったなと思っておりまして、地域でのリーダーづくりを自治会の中で外国人の移住者にしようと努めていましたけれども、日本語をしっかりと喋れる方をお願いをしているということで、まだまだ視野を広げながら、行政と連絡をしながら、勉強をしていかなければならないと思っています。ただ、ゴミの問題一つにしても、浜松市は7か国語のものを今簡単に配って、その班長さんにお任せをしているだけですので、外国人居住者の班長さんがどこまで浸透させているのかなというところで、まだまだ課題があると思っています。浜松市自治会連合、県の連合会としても、色々なところでこういう活動をしているのだということ色々話していかなければならないと思っています。以上です。

(岸田)

ありがとうございます。全体でやっていかなければいけないことだと思いますし、自治会連合会の方でも取組を更にやっていただけるということなので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

その他の皆様からいかがでしょうか。それでは、相川委員お願いいたします。

(相川)

身近な毎日の生活のことについて、複雑な問題をどういう風に解決し、どこに相談していくのかという話ですが、ブラジルのコミュニティの中では、課題を抱えながら、慣れてそのまま生活を続けているというのが現状です。それをどこに相談していくのかと考える人は本当に僅かで、どこに相談するか分からないと言って、そのまま日々生活している人が多いです。我々が情報を流してはいますが、課題を抱えながら慣れて生活していることは、よろしくないと思います。県行政も一生懸命解決できるように相談を設けていますが、なかなか外国人との距離が狭まらないというところはあると思います。

(岸田)

ありがとうございます。かめりあも相談件数が増えています。まだまだ足りないことがあるという御指摘ですので、地域の自治体とも連携を取って裾野を広げていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

すみません、ちょうどお時間になってしまったので、御議論の場を終わりにさせていただきます。今日は、最初に皆様からの御意見をお願いしたいということをお話しさせていただき、活発な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。県の方でもこれを持ちまして、色々な形で政策に落とし込んでいただけるとと思いますので、本当に今日はありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(浅原)

岸田会長を始め、委員の皆様、御審議ありがとうございました。最後に、閉会にあたりまして、出野副知事から一言挨拶をお願いします。

(出野)

今日は本当に活発な御議論ありがとうございました。今日は色々な意見がございました。外国人県民に対する対応は、やはりコロナ禍で非常に重要な問題だと県としても認識いたしました。冒頭の方の議論にありましたが、コロナにかかっ



た、あるいは知人がコロナにかかった際、どのように病院に行って説明しなくてはならないか、そこで言葉の壁というものと分かりました。先ほどお話ありましたが、外国人県民の方々は圧倒的にSNSを使っている方が多いので、コロナ禍になってから、外国人県民の方々にSNSを使った形のアンケート調査をずっと定点でやるようにしました。その結果、やはり難しい状況を喋ることができないということで、電話相談を各病院の方にお問い合わせをし、24時間対応でやりますというようなこともお願いをしてきました。また、いわゆるスマホを使った翻訳機だけではなく、これはDX化の一つだったのですが、アクリル版の手前から日本語で喋ると、反対側にポルトガル語が出るといったようなものをかめりあに置いてありまして、いちいち翻訳機を使わずに対面でできるというものがあります。やはり困っている外国人住民の方々に、どういう風に相談に乗っていくかということが非常に重要だということで、色々なアイデアもいただきましたので、これからやっていきたいと思えます。

もう一つ、子どもの教育の問題です。相川さんの方から、二極化しているというお話がありましたが、公立の小中学校に行ってる子どもはまだ良いのですが、公立の学校に行かずに外国人学校に行って、そのまま、どうしてかということアンケートで聞きましたら、先ほどお話もありましたが、親が非正規で別に正規にならなくても良いというような考えを持っている御家庭の子どもには、公立の学校に行かなくてもよいというようなこともあったと聞いております。県内各市町、県教育委員会はもちろんですが、外国人県民の方々を積極的に受け入れましょうという対応をしております。ですので、そういった家庭に、小学校行ってよね、中学校行ってよねというところから入っていかないと、地域全体で支えていくということを目指していく、誰一人取り残さない社会というのは難しいかなと思えました。それから、今日会長からもお話ありましたが、学校や企業、地域が一緒になって外国人県民を支えて、外国人県民でない県民と同じ生活ができることが目標ですので、今日も貴重な御意見色々いただきましたが、これからも審議会だけではなく、何かあれば皆さんからも御意見いただければ県としても積極的な対応をしていきたいと思えますので、今後ともよろしく願いいたします。以上です。

(浅原)

以上をもちまして、令和5年度第1回静岡県多文化共生審議会を終了いたします。本日の議事要旨につきましては、皆様に内容を御確認いただいた上で、正式なものを後日送付させていただきます。本日はどうもありがとうございました。